

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

平成23年12月14日（水曜日）

予算・決算委員会

日時 平成23年12月14日（水曜日） 午後1時30分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

- 1 第168号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 第169号議案～第176号議案 「質疑・討論・採決」

出席委員（15名）

委員長	滝川健司	副委員長	加藤芳夫				
委員	下江洋行	前崎みち子	山田たつや	中西宏彰	中根正光		
	鈴木達雄	長田共永	鈴木司郎	鈴木眞澄	丸山隆弘	森	孝
	菊地勝昭	荒川修吉					
議長	夏目勝吾						

欠席委員 なし

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長及び副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 西尾泰昭 書記 伊田成行 伊藤千加

開会 午後1時30分

○**滝川健司委員長** ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、去る12日の本会議において、本委員会に付託されました第168号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第6号）から第176号議案 平成23年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）までの9議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とも予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、2問目以降の質疑は、答弁に疑義のある場合に質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いします。

第168号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

はじめに、歳出2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 歳出2款1項9目企画費、総合計画推進事業、17ページ、環境評価項目追加業務委託内容及び、追加に至った経緯を教えてください。

○**滝川健司委員長** 竹下企画課長。

○**竹下喜英企画課長** 総合計画では、基本戦略の4本柱の一つに「環境首都創造」を掲げ、昨年作成いたしました中期基本計画で、あらゆる政策の基本に環境の視点を取り入れることといたしました。その実施に向け検討していましたが、3・11の東日本大震災とそれに起因いたします原子力発電所の事故によりまして、エネルギーのあり方について大きな枠組みの転換が求められることとなりました。

また一方、持続可能な社会を構築していくには、いかに環境に負荷を与えない仕組みを

つくっていくかということが課題となっております。

こうしたことから、市が行っている事務事業の性質に応じて環境事業、環境関連事業及び一般環境事業に区分した上で、定められました市の環境方針、各部の環境方針によりまして、エネルギー創造、環境と経済及び環境負荷軽減の視点から事務事業を点検、評価し、順位付けをしていこうと考えまして、事務事業評価システムのプログラムの変更をしようとするものです。

今回補正で提出しました理由は、この考えを早期に実施したく、来年度行います平成25年度の主要事業に反映するには、平成23年度中にシステムのプログラム変更を行う必要があるためであります。

○**滝川健司委員長** 前崎みち子委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** 歳出2款1項12目路線バス運行費、公共バス運行事業、17ページ、2点お聞きします。

どのような内容のラッピングか。

2点目、公募の考えは。

○**滝川健司委員長** 小澤作手地域振興課長。

○**小澤竜史作手地域振興課長** ラッピングの内容はとのことですが、つくであしがる線の車両更新に伴いまして、新たに車両の左右側面に作手地区を題材といたしました絵を掲示するもので、作手地区にある四つの小学校の児童にお願いをし、絵を描いていただくことを計画しております。

続きまして、公募の考えはとのことですが、作手地区内の集落を巡回する車両でもございますので、現在運行中の車両も小学生に描いていただいた絵をラッピングし、地区住民の皆さんに親しんでいただいております。公募によりましてラッピングも検討いたしました。バスをより身近に感じていただき、利用していただくためにも、作手地区の

小学生をお願いをしたいと思っておるものでございます。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

次に、歳出3款民生費の質疑に入ります。

質疑者、鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** 歳出3款2項1目老人福祉費、救急医療情報キット配布事業、21ページ、2点お聞きします。

キットの配布対象者は。

2点目、5千個とした理由について。

○**滝川健司委員長** 佐宗長寿課長。

○**佐宗常治長寿課長** 配布対象者につきましては、在宅で65歳以上のひとり暮らしの高齢者、日中独居の高齢者、高齢者のみの世帯の者、日中高齢者のみの世帯の者、要支援・要介護認定者及び身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者を計画しております。

配布数は1世帯に1セットとして、中に入れる救急医療情報用紙につきましては、必要枚数を交付してまいります。

2番目の5千個とした理由につきましては、先ほど説明しました65歳以上の高齢者、障害者等の対象者をそれぞれ集計しまして、住民票は在宅となっているが、グループホーム等に入所している方、また高齢者と障害者等が重複している方などを推計しまして、必要数を5千個と見込みました。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員。

○**鈴木眞澄委員** ありがとうございます。

今、ご説明いただきまして、対象者はわかりました。5千個とした理由もわかりました。要援護者についても含めていただけるという内容でした。

配布対象者は決めたのですが、配布の仕方は検討されていると思うんですけども、どういふ配布の考え方なのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 佐宗長寿課長。

○**佐宗常治長寿課長** 配布方法につきましては、市へ申請していただいて、その場で配布する方法、長寿課、福祉課、鳳来・作手の地域振興課、在宅介護支援センター、相談支援事業所等を通じて対象者に配布する方法、それから家族、親戚、民生委員、在宅介護支援センター、相談支援事業所等の代理人による申請による受け取りも可能としております。

○**滝川健司委員長** 鈴木眞澄委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

前崎みち子委員。

○**前崎みち子委員** 今の鈴木眞澄委員の質疑に対して、追加質疑をお願いします。

この救急医療情報キットというのは、災害時のことを考えて、以前、鈴木眞澄委員が一般質問の中でも行いましたが、災害時に要援護者に対して蒲郡市では配布しているということだったんですけど、今の質疑の中で、配布の仕方につきまして、自分からの申請とか、漏れる方が出てくる可能性が多いということもありますし、また災害時の要援護者支援制度というのがありまして、これの登録を増やすためにも、また支援制度に登録した方たちの見守りのネットワークをつくるためにも、既に申請された方、これからキットをお渡しするに当たって申請をぜひお願いしますということで、せっかく配布することで二重の効果というか、より効果を上げるような配布の仕方は検討されないでしょうか。

○**滝川健司委員長** 佐宗長寿課長。

○**佐宗常治長寿課長** ただいまご指摘のありました災害時要援護者、1,200人ほどみえますが、その登録の方々にも優先しまして、民生委員をはじめ在宅介護支援センター、相談

支援事業所など、協力を得まして、なるべく早く申請していただくように進めてまいります。

また、新しくキットを入れた方につきましても、災害時要援護者台帳に登録をしていただくように勧めながら、PRをしていきたいと思っております。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出3款民生費の質疑を終了します。

次に、歳出6款農林水産業費の質疑に入ります。

質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出6款1項4目農業振興施設費、つくで手作り村管理運営事業、29ページ、この予算は当初予算になぜ計上できなかったのかをお伺いするとともに、この施設の場内電話の使用目的と設備工事の内容をお願いいたします。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 まず、当初予算に計上できなかった理由でございますが、電話設備に関しましては法定耐用年数の6年を既に経過しておりますが、特に予算編成時に問題もなく、使用可能でございました。しかしながら、9月の未曾有の台風による電話ケーブルへの浸水、電話機器の経年劣化により通信障害が認められるようになってきたため、道の駅の運営に支障を来さないよう、今回の補正に挙げさせていただきました。

また、山家市への会員の出品物やその売り上げを管理するLAN施設につきましても、機器の劣化によりまして運営に支障を来しているため、あわせて計上させていただいてるところでございます。

電話の使用目的でございますが、手作り村の各施設はそれぞれが離れて配置されております。そういったことから、施設間の連絡及

び利用者からの問い合わせ等に使用しております。

設備工事の内容でございますが、電話設備につきましては、電話主装置、電話機の設置及び屋内・屋外配線の敷設がえ、LAN設備につきましては、ルーター親機、端末子機、ケーブルの敷設を考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の内容を聞いておりますと、当初予算のときには使えておったんだけど、いろんな状況の中で設備が痛んだ、またルーター等の障害が出てきたということなんですけど、この設備というのは、つくで手作り村は有限会社です。その中で指定管理というもので、ある程度は採算を担っていると思うんです。そんな中で、なぜ指定管理費の中で賄うことができなかつたかということを教えてください。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 指定管理料の中では、この電話設備等の修繕というのは入っておりません。つくで手作り村と基本協定書を交わしておりますが、経年劣化により使用できなくなった場合において、市が代替品を購入するというようになっておりますので、今回、市で予算を計上しました。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 指定管理の中に入っていないというのは、施設備品等を指定管理するときには、協定するときには設備も入っておったのではないですか。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 指定管理の内訳なんですけど、これまで市がやってまいりました道の駅の事務、トイレトーパー等の消耗品、公衆トイレの清掃等、そういった日常的な業務について指定管理ということをお願いしているところであります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 それでは、合併してから新

都市の指定管理の中には、施設はもちろん入っていると思うんですけども、設備機器等については、新都市が一部出資しておりますけども、現在は法人の設備ですよね。つくで手作り村という法人の有限会社、資産台帳にも減価償却が載っておるんですけども、それを今回税金で賄うというのは、私は納得できないところがあるんです。当初は作手村として設備したものだと思うんですけど、今でもそれをそのまま税金をつぎ込んでいいのかわかるか。私は、今回は恐らく指定管理費の中で賄うべきものであるし、ましてや収益性の高い設備機器であれば、法人が出すべきものであって、税金を使うべきものではないと思うんですけど、その辺の見解を教えてください。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 手作り村の基金を積み立てておるわけでございますが、市が施設整備に要した費用から国庫補助負担金と県費補助金を差し引いた額の減価償却に対する額の30%を、毎年会社で負担していただいて基金を積み立てております。これについては、山家市、勇気工房、とんちん館、味彩館の維持管理をするための基金とし積み立てておまして、そのほかについては協定により市が購入するということになっております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 市になっていると、どこにそういうことが書いてあるんですか。条文を教えてください。

本来、こういう設備、売り上げに関する施設というのは当然、有限会社手作り村の利益に伴ってくる設備というのは、いつまでも市が面倒を見るのではなくて、手作り村は何期しているかわかりませんが、恐らく10年近くなっておるのではないかと思いますけども、いつまでたっても市が面倒を見る、指定管理で見る、税金で見る、箱物の修繕とかはある程度わかるんですけども、山家市は3店舗、4店舗のいろんなこと、これは会社としての

売り上げに関する収益性の高い設備機器になっているということは、10年、20年たっても全部を税金で賄うというのはおかしな話であって、ある程度、法人にもそれなりの利益をもたらしてきておるならば、それなりの負担割合をしてもいいと思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 それぞれの施設は補助によってつくらせていただいたり、入れさせてもらっているものでありまして、減価償却、耐用年数についてもいろいろになっておりますので、その辺を今後考慮してやってまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 耐用年数、耐用年数って、什器備品の耐用年数は恐らく10年未満、どこもそうなんです。ところが、場内電話なんていうのは10年、20年、皆さん使われています。

もう一点、もしこの百十何万円という予算を税金で行った場合、これは法人格としての処理はどのようにするんですか。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 減価償却ということで、新たに入れたものを減価償却して、これまでどおり30%いただいでいきたいと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 30%をいただく、じゃあ残りの70%は法定的な処理をするということですか。教えてください。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 購入した電話機でございますが、これはあくまでも市の備品として管理してまいります。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 市の備品として管理することになりますと、今度は有限会社つくで手作り村としては、新都市と貸与の関係の契約を結ぶわけですか。

○滝川健司委員長 この際、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時52分

再開 午後 1 時54分

○滝川健司委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 今の内容は、一度協定書とその内容については、地域整備課とよく協議させていただきます。

もう一点、この110万円の設備工事につきまして、補正予算で緊急性が必要ということは理解いたしました。この110万円というのは見積もりですか、競争原理を働かせた入札をするんですか、教えてください。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 見積もり入札を考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 見積もり入札とはどういうやり方ですか。教えてください。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 この件に関しては、3者以上の業者さんに見積もりを取りまして、その中から決定させていただきたいと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 もしかして、もう決まっているわけではないでしょうね。聞いてはいけませんが。意外と100万円単位の少額については、怖い話ですけども、業者の言いなりの見積もりで結果が出てくるケースが非常に多いものですから、私が心配するのはそこなんです。見積もり合わせはいいんですけど、もう少し競争の原理を働かせていただいて、例えば110万円だったのが90万円で済むかもしれないので、これはあくまでも税金で行いますので、指定管理ではないということです。その辺はいつごろ執行されるかわか

りませんが、厳しい見積もり入札でお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○滝川健司委員長 中川作手地域整備課長。

○中川雅仁作手地域整備課長 公正に実施してまいりたいと考えております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出6款農林水産業費の質疑を終了します。

次に、歳出7款商工費の質疑に入ります。

質疑者、山田たつや委員。

○山田たつや委員 歳出7款1項3目自然公園等管理事業、31ページ、桜淵公園左岸進入路復旧工事、補正の必要性と工事の内容について伺います。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 桜淵公園の左岸進入路復旧工事につきましては、9月21日に上陸しました台風15号によりまして庭野地内の市道日貝野八名井田線から公衆用道路及び河川への進入路が寸断されて、車両の通行ができなくなったこと、幅員が減ったことによりまして、歩行にも危険が伴うため、補正予算を計上させていただきました。

現在は進入禁止の注意喚起看板を設置して、注意を呼びかけております。

この進入路につきましては、ふだんは車両進入禁止にしておりますが、納涼花火大会の花火の打ち上げ場所、市民が河川敷へ下りて散策するのに利用したり、消防等が訓練、非常時の対応で車両の乗り入れに使用しております。特に春から秋にかけて、市民が河川敷に下りるために利用する機会が多くなることが予想されますので、補正予算でできるだけ早い時期に復旧工事をしたいと考えております。

なお、工事の内容につきましては、ふとん

かごを設置し、表面を盛り土する。その上でコンクリート張りで復旧したいと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員。

○山田たつや委員 地球温暖化で、これから集中豪雨で雨が多くなると思うんですが、今後とも十分耐え得るような施工になっておりますでしょうか。

○滝川健司委員長 原田観光課長。

○原田哲夫観光課長 十分に耐えられるような工事をしたいと考えております。

○滝川健司委員長 山田たつや委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出7款商工費の質疑を終了します。

次に、歳出8款土木費の質疑に入ります。

最初の質疑者、加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 歳出8款4項1目都市計画総務費、狭あい道路整備事業に伴う先行分の分筆作業の必要性と今後の事業展開は、お願いします。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 狭あい道路整備事業につきましては、次年度から石田地区におきまして境界測量を計画しておりますが、今回先行して測量を行います場所は、計画区域のうち市道入船線に面した土地になります。この土地は、拡幅を計画しております市道八幡万福線から入船線への出入り口に位置しておりますので、この部分が拡幅できなければ整備効果は相当低下することになります。このため、今回先行して測量及び分筆を行う必要性は非常に高いと判断しております。

また、測量いたします土地は現在、建物が取り壊されておまして、地権者が建物を再築する際には道路拡幅を視野に入れて計画していただきたいという期待もございます。

今後の事業展開につきましては、土地区画整理事業が実施できていない地区について、その整備手法として進めていきたいと考えております。平成24年度につきましては、石田地区において道路境界を確定するための測量を計画しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 ぜひこの事業を進めてください。

その中で一点、先行分筆がありましたけども、分筆ということは筆を切るということで、入船線の入口は何メートルを確保しようという考え方で分筆を予定しておりますか。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 基本的には4メートル以下の地区内の道路を、4メートルに拡幅するというのが基本ですが、当該道路につきましては主力な道路という位置付けを考えておりますので、現在計りますと大体3メートルほどありますので、5メートルを計画しております。

○滝川健司委員長 加藤芳夫委員。

○加藤芳夫委員 「今どき」と言っただけ失礼ですが、4メートルでは狭いので、ぜひ5メートルになるようお願いしたいと思いますけども、現状は3メートルですので、今のないところの分筆ですけども、西側も将来的には分筆という形で考えておられるわけですね。

○滝川健司委員長 松本都市計画課長。

○松本博也都市計画課長 今回の狭あい道路の整備事業につきましては、基本的に両側の拡幅を計画しております。それは建築基準法によりまして、いわゆるセットバックといひまして、中心線から2メートルずつのセットバックをして建築物が建てられているはずですので、基本的には両側をご協力いただくこととなります。

今回の場合も、今は先行して東側を行いますが、将来的には西側の地権者の方にもご協

力いただく予定になっております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員の質疑が終わりました。

2番目の質疑者、菊地勝昭委員。

○**菊地勝昭委員** 第168号議案 平成23年度新城市一般会計補正予算（第6号）、歳出8款2項3目道路新設改良費、道路新設改良事業ということですが、この事業費は昨年度に続き2カ年連続して全事業費が減額になるわけですが、全事業費を減額補正というのは珍しいことかなと思います。これは黒瀬地内の平松橋の改修事業費だと思いますが、あの地域は平松橋の改修事業、河川改修事業、基盤整備事業と三つの事業が1セットと言っではおかしいかもしれませんが、その三つの事業を進めていくということで計画されているわけですが、2年間、事業に着手できなかったということですが、地域の皆さんは早期の着手を望んでいると思いますが、それによる影響等がありましたら聞かせていただきたいです。お願いします。

○**滝川健司委員長** 荻野土木課長。

○**荻野喜嗣男土木課長** 道路改良事業の減額の主な理由につきまして、今、委員から申されましたように、この事業につきましてはほ場整備とあわせた巴川の改修工事、それに伴って平松橋は3.65メートルの幅員があるわけなんです。これを架けかえようということで県へ負担金を出すものでございますが、これを減額することにつきまして、今のところほ場整備への影響というのは、最終的な換地業務がおくれると予想されております。これにつきまして地域整備課と話を進めまして、また県とも事業の早期完了について要望を行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**滝川健司委員長** 菊地勝昭委員。

○**菊地勝昭委員** 昨年度は県からの補助金がかなくて減額になって、今年度は国の補助金がかなくて減額だという、県はちゃんと

予算を取ってありますということ聞いておりますが、今年は減額ですので、来年度どうなるかということですが、こういうふうには2カ年連続して減額になったような事業というのは、一括交付金といいますか、それがだんだんとこれから増えてきて、今年ぐらいまでは県の段階までだったかと思いますが、市町村にもそういう投資的な経費も一括交付金という流れになってくるとと思いますが、そういうふうになった場合には、ほかの事業と融通し合っても、ある程度優先的に事業を実施するというようなことができるのか、できないのか、どうでしょうか。

○**滝川健司委員長** 荻野土木課長。

○**荻野喜嗣男土木課長** 今申されました一括交付金でございますけども、内閣府で行っております地域自治主権戦略会議というものが11月25日に行われております。その中で一括交付金の拡充ということで検討されております。さらに、その中に投資関係というのがあります。市町村分というのがあります。そこにつきましては、平成24年度においては規模も大きく、都道府県に準じた機能を有する政令指定都市を対象として導入するとなっておりますので、新城市において一括交付金が今のところは交付されることはないと感じております。

平松橋の改修につきましては、その事業ではなくて、通常の県費補助金等、そうしたもので負担金等を賄っていければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○**滝川健司委員長** 菊地勝昭委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出8款土木費の質疑を終了します。

次に、歳出10款教育費の質疑に入ります。質疑者、中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 歳出10款2項1目学校管理費、37ページ、小学校管理事業、小学校プールろ過装置改修工事、ろ過装置の改修が4校となっていますが、対象校はどこか。また、どのような改修工事をされるのかお伺いします。

○滝川健司委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 対象校につきましては、新城小学校、東郷西小学校、舟着小学校、八名小学校の4校でございます。

この改修につきましては、点検結果に基づき不良箇所をの修繕等を行うものであります。

まず、新城小学校につきましては、適正なる過量の把握を目的とした積算流量計が表示されなくなったため、更新を行うものでございます。

次に、東郷西小学校におきましても積算流量計が故障、また薬剤注入タイマーが作動しないために更新を行うものでございます。

舟着小学校につきましては、ろ過タンクが水漏れを起こしているため、溶接を行う修繕を予定しております。

八名小学校におきましては、循環ポンプモーターが老朽化によりまして騒音等を発生するなどの支障が出ておりますので、更新を行うものであります。

こうした更新修繕を行うことにより、適正にプールの水質を管理してまいりたいと思っております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 ろ過装置というのは通常どの程度の耐用年数があるのか。また、今後の改修予定校、そのような計画は毎年のように出てくるのかどうか。

○滝川健司委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 ろ過装置につきましては、学校のプールの建設年度によっても違いますが、一概に何年ということは言えないかと思っております。使用料、常に水が循環しておりますので、その量によって異なる

かと思えます。

市内にも作手地区を除きまして、すべての小中学校にプールがあるわけですが、毎年点検を2回行っておりますので、その中で大きな支障の出たものについては修繕をお願いしたいと考えております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 同じく歳出10款3項1目学校管理費、39ページ、中学校管理事業、八名中学校屋上改修工事、どのような施工内容かお伺いたします。

○滝川健司委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 以前より校舎棟の屋上の防水シートの一部が経年劣化により収縮し、はがれておりました。部分補修は施していたものの、去る9月21日の台風15号の強風などによりまして剥離箇所が増え、また剥離が拡大したため、防水シートの全面張りかえ工事を予定しております。

なお、この校舎につきましては、昭和61年に建築した校舎でありまして、施工面積は1,247平米を予定しております。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 これもはっきり言えないかもしれませんが、こういう全面改修をすれば何年ぐらいは通常もつのですか。

○滝川健司委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 通常言われているのは15年程度と言われておりますが、そのときの気象条件によって誤差が出てくると思います。

○滝川健司委員長 中西宏彰委員。

○中西宏彰委員 同じく歳出10款3項1目学校管理費、39ページ、中学校管理事業、中学校プールろ過装置改修工事、ろ過装置の改修が3校となっていますが、対象校はどこか。また、どのような改修工事をされるのかお伺いたします。

○滝川健司委員長 村田教育総務課長。

○村田道博教育総務課長 対象校につきましては

ては、新城中学校、千郷中学校、東郷中学校の3校です。点検結果に基づきまして、不良箇所の修繕を行うものでございます。

新城中学校につきましては、循環ポンプモーターが老朽化しており、騒音等を発生しているため、取りかえを行うものであります。また、積算流量計が表示しないため、更新も一緒に考えております。

千郷中学校につきましては、弁体が作動せず、ろ過処理に不都合が生じたため、オーバーホールを行うものでございます。

最後に、東郷中学校につきましては、循環ポンプモーターから水漏れを起こしているため、更新をするものでございます。

○**滝川健司委員長** 中西宏彰委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

中根正光委員。

○**中根正光委員** 中西宏彰委員の10款3項、八名中屋上改修工事の件ですが、今のお答えですと15年ぐらいしかもたないということですが、あぁいった改修工事を15年というのは極端に短いということ。校舎というのは50年、60年はふつうもつものですから、そういった中で修理の方法が間違っておると思うんです。もともと設計そのものが、あぁいったものはまずいと思っているんです。ですから、改修の仕方を全面的に変えていただいて、長期にもつ、そういった検討をされたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**滝川健司委員長** 村田教育総務課長。

○**村田道博教育総務課長** 先ほど申し上げました15年というのは、業者から聞いた年数でございます。先ほど申し上げましたように、八名中学校につきましては昭和61年の建築ということで、それ以来25年ほど経過しております。今回、初めて全面改修という形で行っております。

主な屋上防水につきましては、ウレタン防水やシート防水というものがございまして、経費的に見ますとウレタン防水よりシート防水のほうが安く、また耐用年数的にも同等と聞いております。

○**滝川健司委員長** 加藤芳夫委員。

○**加藤芳夫委員** 中根委員と同じような質疑になって申しわけなかったんですけども、現在、当初施工されたときの防水はどのような、コンクリート防水なのか、シート防水なのか、アスファルト防水なのか、それを教えていただきたいのと、今後の委託に出すときの防水工事内容を教えてください。

○**滝川健司委員長** 村田教育総務課長。

○**村田道博教育総務課長** 当初は今回予定していました防水シートによります防水工事を行っております。

この設計につきましては、市の契約検査室で設計をお願いしてございまして、そうした中でも検討を加えていきたいと考えております。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**滝川健司委員長** 質疑なしと認めます。

歳出10款教育費の質疑を終了します

次に、歳出11款災害復旧費の質疑に入ります。

質疑者、長田共永委員。

○**長田共永委員** 歳出11款災害復旧費、41ページをお願いします。

今回の補正において、市内被害箇所の復旧事業はすべて完了するのか。災害において、国県支出金が受けられるケースはどういったものでしょうか、以上2点、お願いします。

○**滝川健司委員長** 熊谷農業課長。

○**熊谷昌紀農業課長** 農地・農業用施設災害につきましては、私から申し上げますと、年度内完了を目指して、今、事務手続きを進めております。

2点目の国県支出金のケースということで

ございますが、農林水産業施設災害復旧事業
国庫補助の暫定措置に関する法律の対象となる
災害でございまして、暴風、洪水、高潮、
地震等々、その他異常な天然現象によって農
地及び農業用施設に生じた被災をいまして、
大雨なら24時間雨量が80ミリ以上、時間雨量
20ミリ以上といった要件が定められておりま
す。このような異常な天然現象により被災し
た農地、農業用施設を原型に復旧するもので
ございまして、1カ所の工事費が40万円以上
が対象となります。

農地におきましては、耕作の目的に供され
る土地をいまして、土地台帳等の地目では
ございまして、現に肥培管理を行っている
ものが対象となります。

農業用施設におきましては、用水路、排水
路等の灌がい施設、農業用道路、ため池、頭
首工等をいい、受益戸数が2戸以上で維持管
理が適正に行われている公共施設が対象とな
ります。

また、家庭菜園や傾斜が20度を超える農地、
道路の有効幅員が1.2メートル未満の農道、
受益が1個人のみを使用している農業施設に
つきましては、経済効果が小さいと見られ、
対象となりません。

最終的には国の災害査定による被災状況、
復旧方法、復旧費用等が確定されて、はじめ
て災害復旧事業として採択されるものでござ
います。

○滝川健司委員長 鈴木森林課長。

○鈴木富士男森林課長 私からは林道の災害
復旧についてお答えします。

台風15号で被害を受け、確認した林道につ
きましては、今回の補正と県施行の災害復旧
工事で通行可能な状態にほぼ復旧できるもの
と考えております。

次に、林道の災害復旧事業の国庫補助につ
きましては、農業課と同様の法律によりまし
て、1カ所の工事費用が40万円というのは同
様でございます。査定要領によりまして、経

済効果の少ない林道、路面のみに係る工事、
崩土除去のみの工事などにつきましては維持
工事とみなされまして、この災害復旧事業の
適応除外となっております次第であります。

○滝川健司委員長 萩野土木課長。

○萩野喜嗣男土木課長 私から公共土木施設
災害についてご説明申し上げます。

まず、すべて完了するのかということです
けれども、被害報告により調査した箇所につ
きましては、すべて復旧もしくは修繕できるも
のと考えております。

2問目の国庫支出金の受けられるケースは
ということですが、公共土木施設災害復
旧事業費国庫負担法において採択の要件を満
たす箇所について事業申請いたしまして、さ
らに災害査定で認められた工事となります。
負担法でいう要件といたしましては、異常な
天然現象により生じた災害であること、地方
公共団体またはその機関が現に管理している
こと、公共土木施設の被害であることの三つ
となっておりますが、負担法の運用として、
政令、規則、要綱、方針等、細かく定められ
ておりますので、主なものについてのみご説
明させていただきます。

河川災害では、河岸の高さの5割以上に水
位が上昇したとき。河川以外の災害では、先
ほど農業課からも説明がありました、最大
24時間雨量が80ミリ以上、もしくは時間雨量
20ミリ以上の降雨があったときに発生した被
害、それと最大風速15メートル以上の風によ
る被害、地震、地すべりにより発生した施設
被害等となります。

なお、1カ所の復旧工事費用が60万円未満、
直高1メートル未満の小堤、幅員2メートル
未満の道路及び側溝の埋没や路肩のちょっと
した欠損、舗装面の痛み等、維持工事と見る
べきものは採択されないものとなっております。

○滝川健司委員長 長田共永委員。

○長田共永委員 ほぼ復旧できるというよう

に聞いて安心しておりますが、一点、公共土木施設災害復旧費において市債対応の部分があるんですが、340万円、市債でも対応しておるわけなんです、そこら辺で市債対応をしたということは、一般財源からは賄い切れないということでしょうか。

○滝川健司委員長 荻野土木課長。

○荻野喜嗣男土木課長 起債をお借りして事業費に充てるということですが、これにつきましては、公共土木の補助事業が100%ではないものですから、その残額、自己負担分を起債でお借りして直すものです。

○滝川健司委員長 長田共永委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

歳出11款災害復旧費の質疑を終了します。

以上で第168号議案の質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第168号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第168号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第169号議案 平成23年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）から第176号議案 平成23年度新城市海老財産区特別会計補正予算（第1号）までの8議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。

本8議案の質疑については、通告がありま

せんので、質疑を終了します。

これより本8議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第169号議案から第176号議案までの8議案を一括して採決します。

本8議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第169号議案から第176号議案までの8議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は、すべて終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、予算・決算委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時25分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長 滝川健司